

山梨県犯罪被害者等支援計画の概要

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定

2 計画の位置づけ

- 山梨県犯罪被害者等支援条例第10条に基づく計画
- 犯罪被害者等支援に関する基本的な方針及び具体的な施策を定める

3 計画の期間

- 令和5年度から令和8年度までの4年間

第2章 犯罪被害者等の現状

- 県内における犯罪等の状況
- 犯罪被害者等に関する相談の状況
- 犯罪被害者等支援に関する県民の意識
- 犯罪被害者等の置かれている状況

第3章 基本的な考え方

1 基本的な方針

- 個人としての尊厳の尊重
- 個々の事情に応じた適切な支援及び二次被害の防止
- 途切れることのない必要な支援の提供
- 支援に関係する者による緊密な連携・協力

2 施策の柱

条例(第8条、第9条、第11条～第27条)において定めた基本的施策を、取り組みに応じて3つの「施策の柱」により体系的に位置づけ実施

- 総合的な支援体制の整備
- 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援
- 理解を深め支援を広げる社会の形成

3 施策の体系

3つの施策の柱・7つの分類・19の基本的な施策

4 支援体制等

- 県、市町村及び関係機関等が、犯罪被害者等に寄り添い、相互に連携・協力
- 犯罪被害者等が支援に関係するいずれの機関及び団体に支援を求めた場合においても、必要とする支援が受けられるよう支援体制を整備

ア 山梨県犯罪被害者等支援協議会
(関係機関の連携)

イ 犯罪被害者等サポートチーム
(個別の支援事案に対応)

ウ 市町村との連携・協力

エ 山梨県犯罪被害者等支援庁内連絡会議
(庁内の連携)

第4章 具体的な施策

施策の柱1

総合的な支援体制の整備

(1) 支援体制の整備

ア 協議会の設置

- 山梨県犯罪被害者等支援協議会及び犯罪被害者等サポートチームの設置

イ 大規模事案等における支援

- マニュアル等の整備の推進 等

ウ 県内に住所を有しない者等に対する支援

- 他の都道府県警察への情報提供 等

(2) 調査研究

ア 情報の収集及び分析等

- 先進事例等の情報分析 等

施策の柱2

被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援

(1) 相談・情報提供の充実

ア 相談、情報の提供等

- 「山梨県犯罪被害者等総合支援窓口」による情報提供 等

イ 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供

- 被害者連絡制度に基づく情報提供 等

(2) 損害回復・経済的負担の軽減 (3) 精神的・身体的被害の回復・防止

ア 損害賠償の請求に関する支援

- パンフレット「被害者の手引き」配布による情報提供 等

イ 経済的負担の軽減

- 経済的負担の軽減を図る支援 等

ウ 居住の安定

- 犯罪被害者等に対する県営住宅の優先入居 等

エ 雇用の安定

- 被害回復のための休暇制度の事業者への周知 等

ア 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

- 精神保健福祉センターや保健所における相談・支援 等

イ 安全の確保

- 児童相談所、女性相談所における一時保護 等

ウ 保護、捜査等の過程における配慮等

- 指定被害者支援要員による付き添い 等

エ 個人情報の適切な管理

- 警察における犯罪被害者等に関する個人情報の保護 等

施策の柱3

理解を深め支援を広げる社会の形成

(1) 県民の理解の増進等

ア 県民の理解の増進等

- HP等を活用した広報活動の充実
- 民間支援団体と連携した、街頭キャンペーン等による普及啓発活動 等

イ 事業者の理解の増進等(施策の柱2@d再掲)

ウ 学校における教育の実施等

- 中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ授業」 等

(2) 犯罪被害者等を支援する団体の支援・人材育成

ア 民間支援団体等に対する支援

- 民間支援団体が実施する各種研修会への講師の派遣 等

イ 人材の育成等

- 市町村職員向け研修会 等